

○東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）の心得

- 1 東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合は次のとおり対応する。
 - （1）PTA活動中の場合・・・活動・行事を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。
 - （2）移動中の場合・・・あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。
 - （3）在宅の場合・・・中止とし、会員は集合させない。
- 2 PTAにおいては、1の原則を踏まえて移動方法、移動距離、移動時間、道路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ会員等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応を定めておくものとする。
- 3 東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の対応の方法については、PTA会員等をはじめその他関係者に周知しておくものとする。
- 4 施設、設備及び活動場所について、事前に避難経路の確認や安全点検を行い東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【初期対応】

- ① 緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、会員等に対して危険な場所から離れ身の安全を守るよう呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとる。
- ② 身を隠すところがない場合は、座布団や手近にあるカバン・本などで頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ③ 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ④ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。
- ⑤ 防災行政無線、ラジオ、テレビ、携帯等から情報収集を行う。

- ⑥ 野外的場合は、転倒物や窓ガラス被散の恐れのない場所へ移動し、できる限り身を低くして手近にあるカバン・本などで頭を覆い、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ⑦ 恐怖と不安でパニック状態になっているので、PTA役員は、会員が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。

【避難する時】

- ① 館内放送、ハンドマイク等で活動場所全域に避難を指示する。
- ② 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。
- ③ PTA役員は、会員に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。（先頭や最後尾に役員がつくように工夫する。）
- ④ 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ⑤ 頭を覆い、上履きのまま、避難場所へ行く。
- ⑥ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ⑦ 海岸付近では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。
- ⑧ 避難場所に集合後、人数確認をする。（参加者名簿、校區別名簿など必要なものを携行する。）